

別紙1

e-Gov 活用予定手続一覧

☆：手続主体が地方等の手続 ◎：手続の受手が地方等の手続

	法令名	条文番号	手続名	照会先	電話番号
◎	あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律	第9条の2第1項	施術所の開設届	医政局医事課	03-3595-2196
◎	あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律	第9条の2第1項	施術所の変更の届出	医政局医事課	03-3595-2196
◎	あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律	第9条の2第2項	施術所の休廃止又は再開の届出	医政局医事課	03-3595-2196
◎	あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律	第9条の3	出張のみの業務の届出	医政局医事課	03-3595-2196
◎	あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律	第9条の3	出張のみの業務の休廃止又は再開の届出	医政局医事課	03-3595-2196
◎	あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律	第9条の4	住所地の区域外に滞在して業務を行う場合の届出	医政局医事課	03-3595-2196
◎	あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律施行令	第2条	あん摩マツサージ指圧師はり師きゅう師養成施設の認定	医政局医事課	03-3595-2196
◎	あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律施行令	第3条第1項	あん摩マツサージ指圧師はり師きゅう師養成施設の変更の承認	医政局医事課	03-3595-2196
◎	あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律施行令	第3条第2項	あん摩マツサージ指圧師はり師きゅう師養成施設の変更の届出	医政局医事課	03-3595-2196
◎	あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律施行令	第7条	あん摩マツサージ指圧師はり師きゅう師養成施設の認定の取消し	医政局医事課	03-3595-2196
◎	医療法	第4条	地域医療支援病院の申請・承認	医政局地域医療計画課	03-3595-2194
☆	医療法	第5条第2項	医師等に対する報告、物件提出命令	医政局総務課	03-3595-2189
☆	医療法	第6条の3第8項	医療機能情報の報告事項の是正命令等	医政局総務課	03-3595-2189
	医療法	第6条の6第1項	麻酔科標榜許可の申請	医政局総務課	03-3595-2189
☆	医療法	第6条の8	違反広告を行った者に対する命令等	医政局総務課	03-3595-2189
☆	医療法	第7条第1項	病院等の開設の申請・許可	医政局総務課	03-3595-2189
☆	医療法	第7条第2項	病院等の構造設備等の変更許可	医政局総務課	03-3595-2189
☆	医療法	第7条第3項	診療所の病床設置等の許可	医政局総務課	03-3595-2189
◎	医療法	第8条	診療所等の開設の届出	医政局総務課	03-3595-2189
◎	医療法	第8条の2第2項	病院の休止	医政局総務課	03-3595-2189
◎	医療法	第8条の2第2項	病院の再開	医政局総務課	03-3595-2189
◎	医療法	第8条の2第2項	診療所の休止	医政局総務課	03-3595-2189
◎	医療法	第8条の2第2項	診療所の再開	医政局総務課	03-3595-2189
◎	医療法	第8条の2第2項	助産所の休止	医政局総務課	03-3595-2189
◎	医療法	第8条の2第2項	助産所の再開	医政局総務課	03-3595-2189
◎	医療法	第9条第1項	病院等の廃止の届出	医政局総務課	03-3595-2189
◎	医療法	第9条第2項	開設者の死亡等の届出	医政局総務課	03-3595-2189
◎	医療法	第15条第3項	管理者の監督義務（X線装置設置）	医政局地域医療計画課	03-3595-2194
☆	医療法	第16条	医師の宿直免除	医政局総務課	03-3595-2189
☆	医療法	第23条の2	病院等に対する業務停止命令	医政局総務課	03-3595-2189
☆	医療法	第24条第1項	病院等に対する修繕・改築命令	医政局総務課	03-3595-2189
☆	医療法	第25条の2	診療所及び助産所に係る事項の通知	医政局総務課	03-3595-2189
☆	医療法	第27条	病院等の構造設備の使用許可	医政局総務課	03-3595-2189

		法令名	条文番号	手続名	照会先	電話番号
	◎	医療法	第27条	病院等の使用前検査及び使用許可の申請	医政局総務課	03-3595-2189
☆		医療法	第28条	病院等の開設者に対する管理者変更命令	医政局総務課	03-3595-2189
☆		医療法	第29条第1項	病院等の開設許可取消、閉鎖命令	医政局総務課	03-3595-2189
☆		医療法	第29条第2項	病院等の開設許可取消	医政局総務課	03-3595-2189
☆		医療法	第29条第3項	地域医療支援病院の承認の取り消し	医政局地域医療計画課	03-3595-2194
	◎	医療法	第44条第3項	財団医療法人を設立しようとする者が名称等を定めないで死亡したときの利害関係人の請求	医政局医療経営支援課	03-3595-2274
	◎	医療法	第46条の5の3第2項	医療法人の役員等に欠員が生じた場合の都道府県知事の選任に関する利害関係人の請求	医政局医療経営支援課	03-3595-2274
	◎	医療法	第46条の6の2第3項	医療法人の理事長が欠けた場合の都道府県知事の選任に関する利害関係人の請求	医政局医療経営支援課	03-3595-2274
	◎	医療法	第46条の8第4号	医療法人の監事の都道府県知事等への報告	医政局医療経営支援課	03-3595-2274
	◎	医療法	第54条の9第5項	医療法人の定款又は寄附行為の変更の届出	医政局医療経営支援課	03-3595-2274
	◎	医療法	第55条第8項	医療法人の解散の届出	医政局医療経営支援課	03-3595-2274
	◎	医療法	第56条の6	医療法人の清算中に就職した清算人の氏名等の届出	医政局医療経営支援課	03-3595-2274
	◎	医療法	第56条の11	医療法人の清算の結了の届出	医政局医療経営支援課	03-3595-2274
	◎	医療法	第67条第2項	医療法人における自己に有利な証拠の提出	医政局医療経営支援課	03-3595-2274
	◎	医療法	第70条の2第1項	医療連携推進認定の申請	医政局医療経営支援課	03-3595-2274
	◎	医療法	第70条の8第3項	地域医療連携推進法人が病院等を開設する場合の確認	医政局医療経営支援課	03-3595-2274
	◎	医療法	第70条の12第2項	地域医療連携推進法人の監事の認定都道府県知事への報告	医政局医療経営支援課	03-3595-2274
	◎	医療法	第70条の15	地域医療連携推進法人の解散の届出	医政局医療経営支援課	03-3595-2274
	◎	医療法	第70条の15	地域医療連携推進法人の清算の結了の届出	医政局医療経営支援課	03-3595-2274
	◎	医療法	第70条の15	地域医療連携推進法人の清算中に就職した清算人の氏名等の届出	医政局医療経営支援課	03-3595-2274
	◎	医療法	第70条の18第1項	地域医療連携推進法人の定款の変更の届出	医政局医療経営支援課	03-3595-2274
	◎	医療法	第70条の23	地域医療連携推進法人における自己に有利な証拠の提出	医政局医療経営支援課	03-3595-2274
	◎	医療法施行令	第3条の3	診療所の病床設置等の届出	医政局総務課	03-3595-2189
	◎	医療法施行令	第4条の2第1項	病院等の開設後の届出	医政局総務課	03-3595-2189
	◎	医療法施行令	第4条の2第2項	病院等の届出事項の変更届	医政局総務課	03-3595-2189
	◎	医療法施行令	第4条第1項	病院等の開設者の住所等の変更の届出	医政局総務課	03-3595-2189
	◎	医療法施行令	第4条第2項	診療所等の病床数等の変更の届出	医政局総務課	03-3595-2189
	◎	医療法施行令	第4条第3項	診療所等開設届出事項の変更の届出	医政局総務課	03-3595-2189
	◎	医療法施行令	第5条の5	社会医療法人の認定の申請	医政局医療経営支援課	03-3595-2274
	◎	医療法施行令	第5条の5の2第2項	社会医療法人の認定を取り消されたものに係る実施計画の認定の申請	医政局医療経営支援課	03-3595-2274
	◎	医療法施行令	第5条の5の4第3項	社会医療法人の認定を取り消されたものに係る実施計画の軽微な変更の届出	医政局医療経営支援課	03-3595-2274
	◎	医療法施行令	第5条の5の5第1項	社会医療法人の認定を取り消されたものに係る実施計画の実施状況の書類の提出	医政局医療経営支援課	03-3595-2274

	法令名	条文番号	手続名	照会先	電話番号
◎	医療法施行令	第5条の5の5第2項	認定が取り消された日の属する会計年度、認定が効力を失った日の属する会計年度における社会医療法人の認定を取り消されたものに係る実施計画の実施状況の書類の提出	医政局医療経営支援課	03-3595-2274
◎	医療法施行令	第5条の12	医療法人の登記事項等の届出	医政局医療経営支援課	03-3595-2274
◎	医療法施行令	第5条の13	医療法人の役員変更の届出	医政局医療経営支援課	03-3595-2274
◎	医療法施行規則	第1条の14第1項	病院等の開設許可の申請	医政局総務課	03-3595-2189
◎	医療法施行規則	第1条の14第3項	病院等の開設許可事項の変更申請	医政局総務課	03-3595-2189
◎	医療法施行規則	第1条の14第5項	診療所の病床設置の許可申請	医政局総務課	03-3595-2189
◎	医療法施行規則	第1条の14第6項	診療所の病床数等の変更許可申請	医政局総務課	03-3595-2189
◎	医療法施行規則	第2条第1項	助産所の開設許可の申請	医政局総務課	03-3595-2189
◎	医療法施行規則	第2条第2項	助産所の開設許可事項の変更申請	医政局総務課	03-3595-2189
◎	医療法施行規則	第6条	地域医療支援病院の名称承認の申請	医政局地域医療計画課	03-3595-2194
◎	医療法施行規則	第7条	専属薬剤師免除の許可の申請	医政局総務課	03-3595-2189
◎	医療法施行規則	第8条	開設者自身の管理免除の許可の申請	医政局総務課	03-3595-2189
◎	医療法施行規則	第9条	管理者兼任の許可の申請	医政局総務課	03-3595-2189
◎	医療法施行規則	第24条の2	エックス線装置の届出	医政局地域医療計画課	03-3595-2194
◎	医療法施行規則	第25条	診療用高エネルギー放射線の届出	医政局地域医療計画課	03-3595-2194
◎	医療法施行規則	第25条の2	診療用粒子線照射装置の届出	医政局地域医療計画課	03-3595-2194
◎	医療法施行規則	第26条	診療用放射線照射装置の届出	医政局地域医療計画課	03-3595-2194
◎	医療法施行規則	第27条	診療用放射線照射器具の届出	医政局地域医療計画課	03-3595-2194
◎	医療法施行規則	第27条の2	放射性同位元素装備診療機器の届出	医政局地域医療計画課	03-3595-2194
◎	医療法施行規則	第28条	放射性同位元素の届出	医政局地域医療計画課	03-3595-2194
◎	医療法施行規則	第29条	変更等の届出	医政局地域医療計画課	03-3595-2194
◎	医療法施行規則	第30条の36の8第1項	社会医療法人の認定を取り消されたものに係る実施計画の変更の申請	医政局医療経営支援課	03-3595-2274
◎	医療法施行規則	第31条第1項	医療法人の設立の認可の申請	医政局医療経営支援課	03-3595-2274
◎	医療法施行規則	第31条の5	医療法人の理事数の例外の認可の申請	医政局医療経営支援課	03-3595-2274
◎	医療法施行規則	第31条の5の2第1項	医療法人の管理者理事の例外の認可の申請	医政局医療経営支援課	03-3595-2274
◎	医療法施行規則	第31条の5の3	医療法人の理事長医師又は歯科医師の例外の認可の申請	医政局医療経営支援課	03-3595-2274
◎	医療法施行規則	第33条の25	医療法人の定款又は寄附行為の変更の認可の申請	医政局医療経営支援課	03-3595-2274
◎	医療法施行規則	第34条	医療法人の解散の認可の申請	医政局医療経営支援課	03-3595-2274
◎	医療法施行規則	第35条の2第1項	医療法人の吸収合併の認可の申請	医政局医療経営支援課	03-3595-2274
◎	医療法施行規則	第35条の5	医療法人の新設合併の認可の申請	医政局医療経営支援課	03-3595-2274
◎	医療法施行規則	第35条の8	医療法人の吸収分割の認可の申請	医政局医療経営支援課	03-3595-2274
◎	医療法施行規則	第35条の11	医療法人の新設分割の認可の申請	医政局医療経営支援課	03-3595-2274
◎	医療法施行規則	第39条の23	地域医療連携推進法人の解散の認可の申請	医政局医療経営支援課	03-3595-2274
◎	医療法施行規則	第39条の24第1項	地域医療連携推進法人の定款の変更の認可の申請	医政局医療経営支援課	03-3595-2274
◎	医療法施行規則	第39条の27第1項	地域医療連携推進法人の代表理事の選定の認可の申請	医政局医療経営支援課	03-3595-2274
◎	医療法施行規則	第39条の27第2項	地域医療連携推進法人の代表理事の解職の認可の申請	医政局医療経営支援課	03-3595-2274
◎	義肢装具士学校養成所指定規則	第2条	義肢装具士養成所の指定	医政局医事課	03-3595-2196

	法令名	条文番号	手続名	照会先	電話番号
◎	義肢装具士学校養成所指定規則	第3条第1項	義肢装具士養成所の変更の承認	医政局医事課	03-3595-2196
◎	義肢装具士学校養成所指定規則	第3条第3項	義肢装具士養成所の変更の届出	医政局医事課	03-3595-2196
◎	義肢装具士学校養成所指定規則	第8条	義肢装具士養成所の指定の取消し	医政局医事課	03-3595-2196
◎	救急救命士学校養成所指定規則	第2条	救急救命士養成所の指定の申請	医政局地域医療計画課	03-3595-2194
◎	救急救命士学校養成所指定規則	第3条第1項	救急救命士養成所の学則等変更の承認	医政局地域医療計画課	03-3595-2194
◎	救急救命士学校養成所指定規則	第3条第3項	救急救命士養成所の住所等変更の届出	医政局地域医療計画課	03-3595-2194
◎	言語聴覚士学校養成所指定規則	第2条	言語聴覚士養成所の指定	医政局医事課	03-3595-2196
◎	言語聴覚士学校養成所指定規則	第3条第1項	言語聴覚士養成所の変更の承認	医政局医事課	03-3595-2196
◎	言語聴覚士学校養成所指定規則	第3条第3項	言語聴覚士養成所の変更の届出	医政局医事課	03-3595-2196
◎	言語聴覚士学校養成所指定規則	第8条	言語聴覚士養成所の指定の取消し	医政局医事課	03-3595-2196
◎	歯科衛生士法施行令	第3条	歯科衛生士養成所の指定	医政局歯科保健課	03-3595-2205
◎	歯科衛生士法施行令	第4条第1項	歯科衛生士養成所の学則等変更の承認	医政局歯科保健課	03-3595-2205
◎	歯科衛生士法施行令	第4条第2項	歯科衛生士養成所設置者の氏名等変更の届出	医政局歯科保健課	03-3595-2205
◎	歯科衛生士法施行令	第8条の2	歯科衛生士養成所の指定の取消し	医政局歯科保健課	03-3595-2205
◎	歯科技工士法	第21条第1項	歯科技工所の変更の届出	医政局歯科保健課	03-3595-2205
◎	歯科技工士法	第21条第1項	歯科技工所の開設の届出	医政局歯科保健課	03-3595-2205
◎	歯科技工士法	第21条第2項	歯科技工所の休廃止又は再開の届出	医政局歯科保健課	03-3595-2205
◎	歯科技工士法施行令	第10条	歯科技工士養成所の指定	医政局歯科保健課	03-3595-2205
◎	歯科技工士法施行令	第11条第1項	歯科技工士養成所の学則等変更の承認	医政局歯科保健課	03-3595-2205
◎	歯科技工士法施行令	第11条第2項	歯科技工士養成所設置者の氏名等変更の届出	医政局歯科保健課	03-3595-2205
◎	歯科技工士法施行令	第16条	歯科技工士養成所の指定の取消し	医政局歯科保健課	03-3595-2205
◎	視能訓練士法施行令	第11条	視能訓練士養成所の指定	医政局医事課	03-3595-2196
◎	視能訓練士法施行令	第12条第1項	視能訓練士養成所の変更の承認	医政局医事課	03-3595-2196
◎	視能訓練士法施行令	第12条第2項	視能訓練士養成所の変更の届出	医政局医事課	03-3595-2196
◎	視能訓練士法施行令	第16条	視能訓練士養成所の指定の取消し	医政局医事課	03-3595-2196
◎	柔道整復師法	第19条第1項	施術所の開設又は変更の届出	医政局医事課	03-3595-2196
◎	柔道整復師法	第19条第2項	施術所の休廃止又は再開の届出	医政局医事課	03-3595-2196
◎	柔道整復師法施行令	第3条	柔道整復師養成施設の指定	医政局医事課	03-3595-2196
◎	柔道整復師法施行令	第4条第1項	柔道整復師養成施設の変更の承認	医政局医事課	03-3595-2196
◎	柔道整復師法施行令	第4条第2項	柔道整復師養成施設の変更の届出	医政局医事課	03-3595-2196
◎	柔道整復師法施行令	第8条	柔道整復師養成施設の指定の取消し	医政局医事課	03-3595-2196
◎	診療放射線技師法施行令	第8条	診療放射線技師養成所の指定	医政局医事課	03-3595-2196
◎	診療放射線技師法施行令	第9条第1項	診療放射線技師養成所の変更の承認	医政局医事課	03-3595-2196
◎	診療放射線技師法施行令	第9条第2項	診療放射線技師養成所の変更の届出	医政局医事課	03-3595-2196
◎	診療放射線技師法施行令	第13条	診療放射線技師養成所の指定の取消し	医政局医事課	03-3595-2196
◎	理学療法士及び作業療法士法施行令	第10条	理学療法士及び作業療法士養成施設の指定	医政局医事課	03-3595-2196
◎	理学療法士及び作業療法士法施行令	第11条第1項	理学療法士及び作業療法士養成施設の変更の承認	医政局医事課	03-3595-2196
◎	理学療法士及び作業療法士法施行令	第11条第2項	理学療法士及び作業療法士養成施設の変更の届出	医政局医事課	03-3595-2196
◎	理学療法士及び作業療法士法施行令	第15条	理学療法士及び作業療法士養成施設の指定の取消し	医政局医事課	03-3595-2196

	法令名	条文番号	手続名	照会先	電話番号
◎	臨床検査技師等に関する法律	第20条の3	衛生検査所の登録	医政局地域医療計画課	03-3595-2194
◎	臨床検査技師等に関する法律	第20条の4第1項	衛生検査所の登録の変更	医政局地域医療計画課	03-3595-2194
◎	臨床検査技師等に関する法律	第20条の4第3項	衛生検査所の廃止、休止、若しくは再開、又は登録事項の変更の届出	医政局地域医療計画課	03-3595-2194
◎	臨床検査技師等に関する法律	第20条の4第4項	衛生検査所に検体検査用放射性同位元素を備えるとき等の届出	医政局地域医療計画課	03-3595-2194
☆	臨床検査技師等に関する法律	第20条の5第1項	法律を施行するため必要な衛生検査所の開設者に対する報告命令	医政局地域医療計画課	03-3595-2194
☆	臨床検査技師等に関する法律	第20条の6	衛生検査所の検査業務の適正化のために必要な指示	医政局地域医療計画課	03-3595-2194
☆	臨床検査技師等に関する法律	第20条の7	衛生検査所の登録の取り消し等	医政局地域医療計画課	03-3595-2194
◎	臨床検査技師等に関する法律施行令	第11条	臨床検査技師養成所の指定	医政局医事課	03-3595-2196
◎	臨床検査技師等に関する法律施行令	第12条第1項	臨床検査技師養成所の変更の承認	医政局医事課	03-3595-2196
◎	臨床検査技師等に関する法律施行令	第12条第2項	臨床検査技師養成所の変更の届出	医政局医事課	03-3595-2196
◎	臨床検査技師等に関する法律施行令	第16条	臨床検査技師養成所の指定の取消し	医政局医事課	03-3595-2196
◎	臨床検査技師等に関する法律施行規則	第18条	衛生検査所の登録証明書の書換え交付の申請	医政局地域医療計画課	03-3595-2194
◎	臨床検査技師等に関する法律施行規則	第19条	衛生検査所の登録証明書の再交付の申請	医政局地域医療計画課	03-3595-2194
◎	臨床工学技士学校養成所指定規則	第2条	臨床工学技士養成所の指定	医政局医事課	03-3595-2196
◎	臨床工学技士学校養成所指定規則	第3条第1項	臨床工学技士養成所の変更の承認	医政局医事課	03-3595-2196
◎	臨床工学技士学校養成所指定規則	第3条第3項	臨床工学技士養成所の変更の届出	医政局医事課	03-3595-2196
◎	臨床工学技士学校養成所指定規則	第8条	臨床工学技士養成所の指定の取消し	医政局医事課	03-3595-2196

e-Gov-⑤

別紙2

その他手段 活用予定手続一覧

☆：手続主体が地方等の手続 ◎：手続の受手が地方等の手続

国家資格等情報連携・活用システム

	法令名	条文番号	手続名	照会先	電話番号
	あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律施行規則	第1条の3	あん摩マツサージ指圧師、はり師又はきゅう師免許の申請	医政局医事課試験免許室	03-3595-2204
	あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律施行規則	第3条	あん摩マツサージ指圧師、はり師又はきゅう師名簿の訂正	医政局医事課試験免許室	03-3595-2204
	あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律施行規則	第4条	あん摩マツサージ指圧師、はり師又はきゅう師名簿の登録の消除	医政局医事課試験免許室	03-3595-2204
	あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律施行規則	第5条	あん摩マツサージ指圧師、はり師又はきゅう師免許証明書の書換え交付申請	医政局医事課試験免許室	03-3595-2204
	あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律施行規則	第6条	あん摩マツサージ指圧師、はり師又はきゅう師免許証明書の再交付申請	医政局医事課試験免許室	03-3595-2204
	医療法施行令	第1条第1項	医療法第五条の二第一項の認定を受けるための申請書及び証明書類の提出	医政局地域医療計画課	03-3595-2194
	医療法施行令	第1条の2第1項	認定証明書の再交付申請	医政局地域医療計画課	03-3595-2194
	義肢装具士法施行規則	第16条	義肢装具士合格証明書の交付及び手数料	医政局医事課試験免許室	03-3595-2204
	言語聴覚士法施行規則	第1条の3第1項	言語聴覚士免許の申請	医政局医事課試験免許室	03-3595-2204
	言語聴覚士法施行規則	第3条第1項	言語聴覚士免許名簿の訂正	医政局医事課試験免許室	03-3595-2204
	言語聴覚士法施行規則	第4条第1項	言語聴覚士免許名簿の登録の消除	医政局医事課試験免許室	03-3595-2204
	言語聴覚士法施行規則	第5条	言語聴覚士免許証明書の書換え交付申請	医政局医事課試験免許室	03-3595-2204
	言語聴覚士法施行規則	第6条	言語聴覚士免許証明書の再交付申請	医政局医事課試験免許室	03-3595-2204
	歯科衛生士法施行規則	第1条の3	歯科衛生士免許の申請	医政局医事課試験免許室	03-3595-2204
	歯科衛生士法施行規則	第3条	歯科衛生士名簿の訂正	医政局医事課試験免許室	03-3595-2204
	歯科衛生士法施行規則	第4条	歯科衛生士名簿の登録の抹消	医政局医事課試験免許室	03-3595-2204
	歯科衛生士法施行規則	第5条	歯科衛生士免許証の書き換え交付申請	医政局医事課試験免許室	03-3595-2204
	歯科衛生士法施行規則	第6条	歯科衛生士免許証明書の再交付申請	医政局医事課試験免許室	03-3595-2204
	歯科衛生士法施行規則	第15条	歯科衛生士試験の合格証明書の交付及び手数料	医政局医事課試験免許室	03-3595-2204
	歯科技工士法施行令	第1条の2	歯科技工士の免許の申請	医政局医事課試験免許室	03-3595-2204
	歯科技工士法施行令	第3条	歯科技工士名簿の訂正	医政局医事課試験免許室	03-3595-2204
	歯科技工士法施行令	第4条	歯科技工士の名簿の登録の消除	医政局医事課試験免許室	03-3595-2204
	歯科技工士法施行令	第5条	歯科技工士免許証の書換交付	医政局医事課試験免許室	03-3595-2204
	歯科技工士法施行令	第6条	歯科技工士免許証の再交付	医政局医事課試験免許室	03-3595-2204
	歯科技工士法施行規則	第10条	歯科技工士試験の合格証明書の交付及び手数料	医政局医事課試験免許室	03-3595-2204
	柔道整復師法施行規則	第1条の3	柔道整復師免許の申請	医政局医事課試験免許室	03-3595-2204
	柔道整復師法施行規則	第3条第1項	柔道整復師名簿訂正	医政局医事課試験免許室	03-3595-2204
	柔道整復師法施行規則	第4条	柔道整復師名簿の登録の消除	医政局医事課試験免許室	03-3595-2204
	柔道整復師法施行規則	第5条	柔道整復師免許証明書の書換え交付申請	医政局医事課試験免許室	03-3595-2204
	柔道整復師法施行規則	第6条	柔道整復師免許証明書の再交付申請	医政局医事課試験免許室	03-3595-2204

その他-①

国家資格等情報連携・活用システム

	法令名	条文番号	手続名	照会先	電話番号
	柔道整復師法施行規則	第14条	柔道整復師試験の合格証明書の交付及び手数料	医政局医事課試験免許室	03-3595-2204
◎	保健師助産師看護師法施行令	第1条の3第2項	准看護師免許の申請	医政局看護課	03-3595-2206
◎	保健師助産師看護師法施行令	第3条第3項	准看護師籍の訂正申請	医政局看護課	03-3595-2206
◎	保健師助産師看護師法施行令	第4条第2項	准看護師籍の登録の抹消申請	医政局看護課	03-3595-2206
◎	保健師助産師看護師法施行令	第7条第5項	准看護師免許証再交付後の返納	医政局看護課	03-3595-2206
◎	保健師助産師看護師法施行令	第8条第4項	准看護師免許証の返納	医政局看護課	03-3595-2206
◎	保健師助産師看護師法施行規則	第27条	准看護師の試験の手続	医政局看護課	03-3595-2206
	臨床工学技士法施行規則	第16条	臨床工学技士合格証明書の交付及び手数料	医政局医事課試験免許室	03-3595-2204

厚生労働省統計処理システム

	法令名	条文番号	手続名	照会先	電話番号
	医療法施行令	第4条の8第1項	病院報告の提出	医政局総務課	03-3595-2189

専修学校調査システム
(厚生労働省システム)

	法令名	条文番号	手続名	照会先	電話番号
◎	歯科衛生士法施行令	第5条	歯科衛生士養成所の定期報告	医政局歯科保健課	03-3595-2205
◎	歯科技工士施行令	第12条	歯科技工士養成所の定期報告	医政局歯科保健課	03-3595-2205

その他-②

別紙3

e-mail 活用予定手続一覧

☆：手続主体が地方等の手続 ◎：手続の受手が地方等の手続

	法令名	条文番号	手続名	照会先	電話番号
◎	医師法	第16条の2の第2項	臨床研修病院の指定	医政局医事課	03-3595-2275
◎	医師法	第16条の2の第4項	臨床研修病院の指定取消	医政局医事課	03-3595-2275
	医師法施行令	第9条第5項	医師免許証再交付後の返納	医政局医事課試験免許室	03-3595-2204
	医師法施行令	第10条第2項	医師免許証の返納	医政局医事課試験免許室	03-3595-2204
	医療法施行令	第4条の3	特定機能病院の承認事項等の変更の届出	医政局地域医療計画課	03-3595-2194
☆ ◎	医療法施行令	第4条の4第1項	行政処分に関する都道府県知事への通知	医政局総務課	03-3595-2189
	医療法施行規則	第6条の3	特定機能病院の名称承認の申請	医政局地域医療計画課	03-3595-2194
◎	看護師等の人材確保の促進に関する法律	第12条第4項	看護師等確保推進者の届出	医政局看護課	03-3595-2206
☆	看護師等の人材確保の促進に関する法律	第12条第5項	看護師等確保推進者の設置に係る変更命令	医政局看護課	03-3595-2206
◎	看護師等の人材確保の促進に関する法律	第14条第1項	都道府県ナースセンターの申請	医政局看護課	03-3595-2206
☆	看護師等の人材確保の促進に関する法律	第14条第3項	都道府県ナースセンターの指定の公示	医政局看護課	03-3595-2206
◎	看護師等の人材確保の促進に関する法律	第14条第4項	都道府県ナースセンターの名称、住所又は事務所の所在地の変更の届出	医政局看護課	03-3595-2206
☆	看護師等の人材確保の促進に関する法律	第14条第5項	都道府県ナースセンターの名称、住所又は事務所の所在地の変更の公示	医政局看護課	03-3595-2206
◎	看護師等の人材確保の促進に関する法律	第17条第1項	都道府県ナースセンターの事業計画書及び収支予算書の提出	医政局看護課	03-3595-2206
◎	看護師等の人材確保の促進に関する法律	第17条第1項	都道府県ナースセンターの事業計画書及び収支予算書の変更の提出	医政局看護課	03-3595-2206
◎	看護師等の人材確保の促進に関する法律	第17条第2項	都道府県ナースセンターの事業報告書及び収支決算書の提出	医政局看護課	03-3595-2206
☆	看護師等の人材確保の促進に関する法律	第18条	都道府県ナースセンターに対する監督命令	医政局看護課	03-3595-2206
☆	看護師等の人材確保の促進に関する法律	第19条第3項	都道府県ナースセンターの指定取消の公示	医政局看護課	03-3595-2206
	救急救命士法施行規則	第6条第4項	救急救命士免許証又は免許証明書再交付後の返納	医政局地域医療計画課	03-3595-2194
	救急救命士法施行規則	第7条第2項	救急救命士免許証又は免許証明書の返納	医政局地域医療計画課	03-3595-2194
	歯科医師法施行令	第9条第5項	歯科医師免許証再交付後の返納	医政局医事課試験免許室	03-3595-2204
	歯科医師法施行令	第10条第2項	歯科医師免許証の返納	医政局医事課試験免許室	03-3595-2204
	死体解剖保存法施行令	第3条第5項	(死体解剖資格) 認定証明書の返納	医政局医事課試験免許室	03-3595-2204
◎	死体解剖保存法施行令	第5条第1項	(死体解剖資格) 住所の変更	医政局医事課試験免許室	03-3595-2204
	視能訓練士法施行令	第6条第5項	視能訓練士免許証再交付後の返納	医政局医事課試験免許室	03-3595-2204
	視能訓練士法施行令	第7条	視能訓練士免許証の返納	医政局医事課試験免許室	03-3595-2204
	診療放射線技師法	第8条第3項	診療放射線技師免許証再交付後の返納	医政局医事課試験免許室	03-3595-2204
	診療放射線技師法	第11条	診療放射線技師免許証の返納	医政局医事課試験免許室	03-3595-2204
	保健師助産師看護師法施行令	第7条第5項	保健師免許証再交付後の返納	医政局医事課試験免許室	03-3595-2204
	保健師助産師看護師法施行令	第7条第5項	助産師免許証再交付後の返納	医政局医事課試験免許室	03-3595-2204
	保健師助産師看護師法施行令	第7条第5項	看護師免許証再交付後の返納	医政局医事課試験免許室	03-3595-2204
	保健師助産師看護師法施行令	第8条第3項	保健師免許証の返納	医政局医事課試験免許室	03-3595-2204
	保健師助産師看護師法施行令	第8条第3項	助産師免許証の返納	医政局医事課試験免許室	03-3595-2204

e-mail-①

	法令名	条文番号	手続名	照会先	電話番号
	保健師助産師看護師法施行令	第8条第3項	看護師免許証の返納	医政局医事課試験免許室	03-3595-2204
◎	保健師助産師看護師法施行令	第12条	保健師養成所の指定申請	医政局看護課	03-3595-2206
◎	保健師助産師看護師法施行令	第12条	助産師養成所の指定申請	医政局看護課	03-3595-2206
◎	保健師助産師看護師法施行令	第12条	看護師養成所の指定申請	医政局看護課	03-3595-2206
◎	保健師助産師看護師法施行令	第13条第1項	保健師、助産師、看護師養成所の学則等変更の承認	医政局看護課	03-3595-2206
◎	保健師助産師看護師法施行令	第13条第2項	保健師、助産師、看護師養成所設置者の氏名等変更の届出	医政局看護課	03-3595-2206
◎	保健師助産師看護師法施行令	第17条	保健師、助産師、看護師養成所の指定取消し申請	医政局看護課	03-3595-2206
◎	保健師助産師看護師法施行令	第19条	准看護師養成所の指定申請	医政局看護課	03-3595-2206
	理学療法士及び作業療法士法施行令	第6条第5項	理学療法士免許証再交付後の返納	医政局医事課試験免許室	03-3595-2204
	理学療法士及び作業療法士法施行令	第6条第5項	作業療法士免許証再交付後の返納	医政局医事課試験免許室	03-3595-2204
	理学療法士及び作業療法士法施行令	第7条第2項	理学療法士免許証の返納	医政局医事課試験免許室	03-3595-2204
	理学療法士及び作業療法士法施行令	第7条第2項	作業療法士免許証の返納	医政局医事課試験免許室	03-3595-2204
	臨床検査技師等に関する法律施行令	第6条第5項	臨床検査技師等免許証再交付後の返納	医政局医事課試験免許室	03-3595-2204
	臨床検査技師等に関する法律施行令	第7条	臨床検査技師等免許証の返納	医政局医事課試験免許室	03-3595-2204

e-mail-②